

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年12月28日

吉見町長 宮 崎 善 雄



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

東第二地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年12月25日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人 3 経営体

個人 39 経営体

集落営農（任意組織）0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は出し手・受け手にかかわらず、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

地域の中心となる担い手（認定農業者）へ農地を集積・集約する

また、新規就農者への利用集積も図っていく

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年12月28日

吉見町長 宮 崎 善 雄



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

江綱地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年12月25日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人 0 経営体

個人 10 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は出し手・受け手にかかわらず、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

地域の中心となる担い手（認定農業者等）へ農地を集積・集約する

また、新規就農者への利用集積も図っていく